

「農業を始めたい」と意欲的に考えている
あなたの就農を応援します

久留米で やってみん

～就農の手引き～



久留米市の農業

久留米市は筑後川の豊かな水と筑後平野の肥沃な大地、温暖な気候に恵まれ、米・麦・大豆、野菜、果物、植木苗木、花き、畜産など様々な品目を生産する県内最大の農業都市です。

久留米市では、久留米市食料・農業・農村基本計画に掲げる『職業として選択できる魅力ある農業』の実現を目指し、担い手の育成をはじめとする、各種施策を推進しています。



キラリ*久留米

輝く、人・まち。

くるっぱ

就農前

① 情報収集・就農相談

- 書籍やインターネット等での情報収集
- 就農相談窓口での相談
- 新規就農相談会

2 ページ

就農準備

② 知識・技術の習得

- 久留米市農業実践研修制度
- 福岡県農業大学校
- 福岡県就農マッチングセンター
- 九州沖縄農業研究センター筑後・久留米研究拠点

3 4 ページ

③ 資金の確保

- 農業次世代人材投資資金(準備型)

5 ページ

④ 経営計画の作成

- 青年等就農計画認定制度

6 ページ

⑤ 農地の取得

- 農地銀行登録制度

6 ページ

⑥ 機械・施設の取得

- 就農支援金
- 青年等就農資金
- 経営体育成支援事業

7 ページ

就農

就農後

⑦ 経営の確立

- 農業次世代人材投資資金(経営開始型)

8 ページ

家族経営協定

9 ページ

久留米市認定農業者制度

9 ページ

久留米市の農業の特徴

10 ページ

就農後も、栽培技術や知識の習得に努め、経営を安定させましょう。

また、地元の農家をはじめとする地域の方々との信頼関係を築いていきましょう。

就農前:① 情報収集・就農相談

① 情報収集・就農相談

あなたの目指す農業はどのようなものですか。

農業経営者となって
生計を立てる

親族の経営を
手伝う

農業法人等に
就職する

老後の
生きがいとする

など

目指す農業によって、就農準備や経営計画は大きく異なります。多くの情報を収集しながら、農業経営をイメージし、具体的な計画を立てていくことが大切です。

■情報収集

目指す農業にあわせて情報収集を行い、計画を具体化させましょう。

- ・書籍やインターネットなどの情報や基礎知識の収集
- ・就農相談窓口での相談
- ・農業体験イベントへの参加 など

■将来の農業経営ビジョン

農業を始めることは会社経営を始めることと同じです。経営者として具体的な経営計画を立てましょう。

- ・作物について(品目[野菜・果樹・花…]、一つの品目か複数の品目か など)
- ・規模について(栽培面積、露地栽培か施設栽培か など)
- ・販売先について(JAに出荷する、市場に出荷する、直売所に出荷する など)
- ・収支について(販売金額、経費、所得 など)

就農相談窓口での相談

久留米市では、管轄する地域ごとに就農相談窓口を設置しています。知識・技術の習得や資金・農地のこと、支援策の内容など、新規就農について何でもご相談ください。

新規就農相談会

久留米市、福岡県久留米普及指導センターやJAなどの関係機関が集まって、具体的な経営計画の作成など就農に向けた相談会を実施しています。

➡ 相談窓口、関係機関の連絡先は裏表紙に記載しています。

新規就農で選ばれている農作物(主なもの)

リーフレタス

主な施設・設備	管理機、移植機、トラクターなど
は種時期	8月上旬～3月上旬
定植時期	8月中旬～4月下旬
収穫時期	9月中旬～6月上旬
収入	47万円/10a 程度
所得	14万円/10a 程度
労働時間	140時間/10a 程度

イチゴ

主な施設・設備	トラクター、パイプハウス、電照・灌水施設など
親株定植・管理時期	11月中旬～6月上旬
定植時期	9月中旬～9月下旬
収穫時期	11月上旬～5月中旬
収入	400万円/10a 程度
所得	180万円/10a 程度
労働時間	2,100時間/10a 程度

※収入と所得は、久留米市において、平均的な収量や単価が確保できた場合の目安です。収量、単価は作期、天候や場条件、技術レベルや販売価格等によって変動します。

② 知識・技術の習得

農産物を安定的に生産し、所得を確保するためには、十分な知識や技術の習得が必須です。就農前に個々の状況にあった研修制度を活用し、知識や技術に係る研修を受講することをお勧めします。

久留米市農業実践研修制度

久留米市内で就農を目指す意欲ある若者を募集し、研修先となる農業法人や認定農業者とマッチングし、営農の実践研修を行います。また、農業の基礎講座、就農者との座談会などを開催し、知識と技術、農業者とのネットワークの構築などを支援します。

研修期間	1年～2年(年間1,200時間以上の研修)
受講要件	以下の要件をすべて満たす方 ○研修開始時に市内に在住し、研修終了後1年以内に市内で独立自営就農すること ○独立自営就農時の年齢が45歳未満であること ○親族から農業に関する知識や技術を習得することが困難であること ○研修期間中、農業次世代人材投資資金(準備型)の交付を受けること → ⑤ページ
選考・費用	面接等による審査会、費用は無料

問合せ先 久留米市農政部農政課(TEL 0942-30-9163)

福岡県農業大学校

研修科:新規就農者や就農間もない農業者を対象に、施設園芸の栽培管理等の研修を実施。
即戦力となる農業の担い手を育成します。

コース・定員	①野菜コース ②花きコース 年間合計20名程度
研修期間	6ヶ月以上1年以内
研修内容	栽培管理や出荷販売に係る実習、農業経営計画の策定演習、農業の基礎講座など 農業機械等の資格取得研修
選考・費用	選考:書類審査、面接審査 費用:資料代、資材代、希望により資格取得にかかる経費

養成科:農業技術や経営能力を習得し、農業情勢の変化に対応できる農業者を育成します。

コース・定員	①野菜 ②花き ③果樹 ④水田経営 ⑤畜産 ⑥総合 合計50名
研修期間	2年
研修内容	カリキュラムの半分が実習、基礎から専門科目まで幅広く習得
選考・費用	選考:入学試験(一般試験、推薦試験) 費用:入学金・授業料は無料、教材費等が必要(2年間で入寮生は約115万円、通学生は約90万円) ※海外研修に参加する場合の28万円を含む(希望者のみ)

問合せ先 福岡県農業大学校(筑紫野市大字吉木767 TEL 092-925-9129)

久留米市長推薦制度 農業大学校卒業後に久留米市で就農予定の意欲ある方を8月頃公募し、面接等の選考の上、推薦する制度。

問合せ先 久留米市農政部総務(TEL 0942-30-9162)

② 知識・技術の習得

福岡県就農マッチングセンター～ふくおかで農活！農業就職応援サイト～

会社組織等の従業員として給与を得ながら、農業に携わりたいと考える方は、農業法人等への雇用就農という形態もあります。まず、農業法人等に就農して、技術や生活を安定させた数年後に独立自営就農される方もいます。

マッチングセンターでは、雇用就農を希望する方に職業斡旋や農業法人等へのインターンシップを実施し、雇用就農を支援します。

「ふくおかで農活！農業就職応援サイト」では、農業法人等の求人を掲載しており、サイトから面接の申込が可能です。



問合せ先 福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室(TEL 092-643-3495)

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター筑後・久留米研究拠点

野菜に関する知識・技術を修得させ、農業の担い手となる人材を育成します。

対象者・定員	イチゴコース、施設野菜コース 合計12名
研修期間	2年
選考・費用	選考:入所試験(一般試験、推薦試験) 費用:受験・授業料は無料、入所時諸経費 約14万円(2年間の教科書・教材等)、2年間の産地見学研修費 約20万円、男性は基本的に全寮制(月約5万円)

問合せ先 九州沖縄農業研究センター企画部 産学連携室 久留米養成研修チーム(TEL 0942-43-8314)

久留米で栽培される農作物

久留米市の農業生産を地域別にみると、旧久留米地域では平野部を中心に米麦大豆、野菜、花き、畜産など多様な農業が営まれています。旧久留米東部地域と田主丸地域では果樹や植木苗木、北野地区では施設栽培による周年栽培を中心に100種類を超える野菜の一大産地となっており、城島・三瀬地域では米麦大豆やイチゴ、養鶏などの農業が営まれています。

また、5つの総合農協(JAくるめ、JAにじ、JAみい、JA福岡大城、JAみづま)が存在し、地域の特色ある農業が営まれています。



③ 資金の確保

就農に向けた研修期間は収入を得ることが難しく、また、就農後経営が安定するまでには数年の期間が必要と考えられます。研修期間の生活を維持するために、あらかじめまとめた資金を確保しておくことが必要です。農業を経営として成立させることができるかを十分に検討し、生活資金を含めた計画を立てることが大切です。

農業次世代人材投資資金(準備型)

就農前に福岡県農業大学校や先進農家等で研修を受ける者に対し、就農前の研修の後押しを支援する制度です。

事業内容	就農に向けて必要な技術等を修得するための研修を受ける者に対して、年間150万円、最長2年交付
要件	<p>以下の要件をすべて満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること ○県が認める研修機関、先進農家、先進農業法人で、研修を受けること ○先進農家等で研修を受ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること ・先進農家等の経営主が親族(三親等以内の者)ではないこと ・先進農家等と過去に雇用契約を結んでいないこと ○研修期間が概ね1年以上かつ概ね1,200時間以上であり、就農に必要な技術や知識を研修すること ○常勤の雇用契約を締結していないこと ○生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けないこと (生活保護、求職者支援制度、失業手当など)
返還	<p>以下の場合は返還となります</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)研修終了後1年内に原則45歳未満で独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合 ※準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後。 (2)交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合 (3)親元就農について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は共同経営者にならなかつた場合 (4)独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかつた場合

問合せ先 福岡県朝倉農林事務所 農業振興課 (TEL 0946-22-3179)

就農準備:④ 経営計画の作成 ⑤ 農地の取得

④ 経営計画の作成

就農にあたっては、農業経営を軌道に乗せるまでの具体的な経営計画づくりが大切です。久留米市では、関係機関と連携して計画作成を支援します。

青年等就農計画認定制度(認定新規就農者制度)

久留米市内において、新たに農業経営を営もうとする青年等^{*}が作成した青年等就農計画(5年後の目標所得:300万円以上、労働時間:年間150日間以上かつ1,200時間程度)を市が認定する制度です。

*青年(原則18歳以上45歳未満)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人

*認定農業者を除く、農業経営を開始してから一定期間(5年)以内の方

目標所得や計画の実現性などの認定要件を満たし、認定新規就農者になると、以下のような支援措置を受けることができます。

- 青年等就農資金(無利子融資)

7 ページ

- 農業次世代人材投資資金(経営開始型)

8 ページ

- 経営所得安定対策

- 農用地利用集積などの支援

など

問合せ先 久留米市農政部農政課(TEL 0942-30-9163)

⑤ 農地の取得

農地の取得(貸借も含む)には、農業委員会での手続が必要です。また、農地を取得する際には、農地法により下限面積(初めに農地を取得する際の最低限の面積)が設定されています。本市では原則として5,000m²(一部地域では4,000m²)以上でなければ、農地の取得はできません。

なお、希望する農地が見つかったら、農地の出し手(貸し手)・受け手(借り手)双方で、売買や貸借の条件を話し合い、合意した上で、農地法等の手続きを行ってください。

また、久留米市農業委員会では農地の出し手(貸し手)希望者と受け手(借り手)希望者の情報を紹介する「農地銀行登録制度」があります。

農地銀行登録制度

農地取得を希望する農業者に、登録されている農地の紹介を行っています。

登録されている農地情報は、久留米市農業委員会のホームページで見ることができます。

詳しくは「久留米市 農地銀行」で検索してください。

問合せ先 久留米市農業委員会事務局(TEL 0942-30-9236)

⑥ 機械・施設の取得

農業を始めるためには、トラクターや軽トラックなどの農業機械、パイプハウスや農業用倉庫などの農業施設、その他資材等の準備が必要になります。これらを取得するための資金を計画的に確保することが必要です。

就農支援金

新規就農者の初期負担の軽減や経営発展を支援する制度です。

事業内容	生産資材や農業用機械等の購入に要する経費の一部を助成
対象者	以下の要件をすべて満たす新規就農者 ○市内に在住していること ○久留米市農業実践研修を修了した者であること → ③ページ ○久留米市実践研修終了後、1年以内に市内で独立・自営就農している者、または予定である者であること
補助対象経費	種苗・肥料・農薬等の生産資材や農業用機械等を購入する際に要する経費
補助率	補助対象経費の3/4以内(上限100万円)

問合せ先 久留米市農政部農政課(TEL 0942-30-9163)

青年等就農資金

新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者を応援する無利子の資金です。

貸付対象者	認定新規就農者
資金使途	施設、機械の取得等(青年等就農計画の達成に必要な資金)
貸付限度額	3,700万円
貸付利率	無利子
償還期限	12年以内(据置期間5年以内)
担保・保証人	実質的な無担保・無保証人制度(融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要)

問合せ先 日本政策金融公庫福岡支店 農林水産事業(TEL 092-451-1780)

経営体育成支援事業【融資主体補助型】

地域の中心経営体等に対する農業用機械等の導入を支援する制度です。

事業内容	金融機関からの融資を活用して農業用機械や施設等を取得する場合に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成(青年等就農資金[※別項参照]の活用も対象)
対象者	市の「人・農地プラン」に中心となる担い手として位置付けられた中心経営体等 認定新規就農者又は認定農業者であること
対象整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の開始もしくは改善に必要な機械や施設の改良、造成、修繕又は取得 ・農地等の改良、造成又は復旧
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が50万円以上、耐用年数が概ね5年以上20年以下であること ・農業経営以外への汎用性が高いものでないこと
補助率	①事業費×3/10 ②融資額 ③事業費 - 融資額 - 自治体等助成額 ①～③のうち低い金額かつ上限300万円

問合せ先 久留米市農政部生産流通課(TEL 0942-30-9164)

就農後:⑦ 経営の確立

⑦ 経営の確立

就農後の数年は、経営が安定せず収入が不安定になります。就農にあたっては、生活資金の確保が大切です。一定の要件を満たす認定新規就農者に対して就農直後の経営を支援する資金が交付されます。

農業次世代人材投資資金(経営開始型)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する制度です。

事業内容	経営確立するまでの間、年間最大150万円(前年の所得に応じて変動)、最長5年交付 ※夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は夫婦合わせて1.5人分を交付する
要件	以下の要件をすべて満たすこと <ul style="list-style-type: none">○独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営に強い意欲を有していること○認定新規就農者の認定を受けた者であること○自ら作成した「青年等就農計画」に即して、主体的に農業経営を行うこと (5年後の所得が300万円以上となる計画が必要) ※所得=収入-経費○以下の要件を満たす独立・自営就農であること<ul style="list-style-type: none">・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること ただし、農地の過半を親族から貸借している場合、親族から貸借した農地を交付期間中に交付対象者に所有権移転すること・主要な機械・施設を交付対象者が所有するか、借りていること・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引していること・交付対象者の名義の通帳や帳簿で、売上や経費の支出などの経営収支を管理すること (本人での確定申告が必要)○親元就農の場合<ul style="list-style-type: none">・親の経営から独立した新規部門経営を行うこと・経営を継承する場合は、親の経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク(新規作物の導入、経営の多角化等)を負うと市に認められること○市が作成する「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置付けられること○生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けないこと (失業手当、生活保護、求職者支援制度など)○青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること○経営開始1年目を除いて前年の所得が350万円未満であること
交付停止	以下の場合は交付停止となります <ul style="list-style-type: none">○資金を除いた本人の前年の所得の合計が350万円以上の場合○青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合
返還	以下の場合は返還の対象となります <ul style="list-style-type: none">○農地の過半を親族から貸借している場合において、当該農地を交付期間中に所有権移転しなかった場合○交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

問合せ先 久留米市農政部農政課(TEL 0942-30-9163)

家族経営協定・久留米市認定農業者制度

家族経営協定

家族で取り組む農業経営について話し合いながら、経営方針、役割分担、就業条件・環境などについて家族のルールを取り決め、文書化するものです。家族がお互いに個性と能力を認め合い、対等な仲間として責任をもつて経営に参画し、魅力的な農業経営を確立すると共に、健康で明るい農家生活を実現することなどを目的としています。

家族経営協定までの手順

- ① 話し合い：経営の現状や課題を整理し、今後の方針や就業条件、生活目標など、要望を話し合い、明らかにします。
- ② 対策の検討：経営の課題解決方法、方針や生活目標を実現させるための具体的な対策について、どのような取り組みが必要かを検討し、項目をあげます。
- ③ 協定の締結：話し合いの結果を文書にし、内容を明確にします。締結時は市・JA・普及指導センターなどの立会いがあると、更に明確なものになります。
- ④ 実行と見直し：締結の内容が実行されているかの確認や、状況に応じて新たな項目の追加や内容を見直します。

制度的メリットおよび要件

○認定農業者制度

実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていることを要件に、夫婦などによる認定農業者の認定の共同申請が認められています。

○農業者年金

青色申告をしている認定農業者などと家族経営協定を締結して、経営に参画している配偶者、後継者に対しては、基本となる保険料のうち、一定割合の国庫助成が行われます。

○農業近代化資金・経営体成強化資金

経営主以外でも、経営のうち一部の部門について主宰権があることなどが明確になっている農業者や後継者は、当該資金の貸付対象者となります。

○農業次世代人材投資資金(経営開始型)の特例

夫婦ともに就農する場合で、夫婦が共同経営者であることが規定されている家族経営協定が結ばれていることなどを要件に、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。

夫婦や親子も、共同で認定農業者になれます!

家族経営協定の中で、配偶者や後継者等を共同経営者と位置づけることで、農業経営改善計画を夫婦や親子で申請できます。

問合せ先 久留米市農政部農政課 (TEL 0942-30-9163)

久留米市認定農業者制度

意欲ある農業者が経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を市が認定する制度です。目標所得(家族経営の場合480万円以上)や計画の実現性などの認定基準を満たし、認定農業者になると、以下のような支援措置を受けることができます。

○低利資金、無利子資金の融資

○国県事業の活用(機械・施設等導入支援など)

○農用地利用集積などの支援

○農業者年金保険料の助成など

久留米市では若手農業者の認定を推進しています。就農後、更なるステップアップを目指す方はご相談ください。

問合せ先 久留米市農政部農政課 (TEL 0942-30-9163)

久留米市の農業の特徴

久留米市は、九州北部の筑後平野中央に位置し、東西約32km、南北16kmと東西に長い形状で市域面積は229.84km²、人口約30万人を擁する福岡県南部の中核都市です。

また、九州一の大河筑後川と緑豊かな耳納連山に育まれた筑後平野の肥沃な土地のもと、米麦大豆、野菜、果樹、種苗苗木類、花き、畜産などの農産物を生産する県内最大の農業都市です。市内には5つのJAが存在するなど、地域の特性に合わせた農業が営まれています。

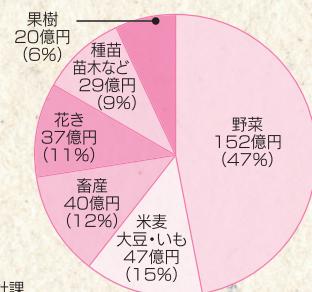
久留米市の主要生産物マップ



農業産出額の品目別割合(平成28年度)

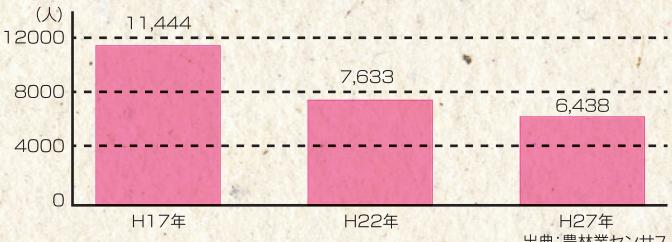
久留米市の農業産出額は過去10年、300億円から350億円の間で推移しています。品目別では、野菜や米麦大豆・いもの額が多いのが特徴となっています。

出典:農林水産省 大臣官房統計部経営・構造統計課



農業就業人口(販売農家)の推移

平成17年から平成27年の10年間で5,006人、43.7%減少しています。平成27年には65歳以上が51%を占めています。



認定農業者数

平成20年度をピークに減少傾向に転じましたが、法人数は増加しています。

	H20年度	H28年度	増減
認定農業者数	876	853	△23
うち法人数	34	85	+51
うち法人の割合(%)	3.9	5.1	+1.2

出典:久留米市調べ

認定農業者の年齢構成(単位:%)

5年間で65歳以上の割合が約10ポイント増加しています。

	H20年度	H28年度	増減
39歳以下	9.7	8.3	△1.4
40~49歳	24	17.7	△6.3
50~59歳	39.1	28.8	△10.3
60~64歳	16.3	18.2	+1.9
65歳以上	10.9	27.0	+16.1

出典:久留米市調べ

*米、小麦、大豆は収穫量。乳用牛、肉用牛は飼養頭数

(出典:「福岡県農業統計調査」、「福岡県農林水産部畜産課調査」)

■就農相談窓口

相談窓口	担当内容	電話(FAX)番号	住 所
久留米市農政部農政課	総合窓口	0942-30-9163 (0942-30-9717)	〒830-8520 久留米市城南町15-3
久留米市農業委員会事務局	農地に関する相談	0942-30-9236 (0942-30-9717)	〒830-8520 久留米市城南町15-3
久留米市田主丸総合支所産業振興課	総合窓口【田主丸町】	0943-72-2110	〒839-1298
久留米市農業委員会田主丸事務所	農地の相談【田主丸町】	(0943-73-2288)	久留米市田主丸町田主丸459-11
久留米市北野総合支所産業振興課	総合窓口【北野町】	0942-78-3569	〒830-1192
久留米市農業委員会北野事務所	農地の相談【北野町】	(0942-78-3377)	久留米市北野町中3245-3
久留米市城島総合支所産業振興課	総合窓口【城島町】	0942-62-2115	〒830-0292
久留米市農業委員会城島事務所	農地の相談【城島町】	(0942-62-3732)	久留米市城島町檜津743-2
久留米市三潴総合支所産業振興課	総合窓口【三潴町】	0942-64-2315	〒830-0192
久留米市農業委員会三潴事務所	農地の相談【三潴町】	(0942-65-0957)	久留米市三潴町玉満2779-1

■関係機関

機関名	担当内容	電話(FAX)番号	住 所
福岡県朝倉農林事務所 久留米普及指導センター	生産振興、経営・技術、 就農全般に関する相談	0942-47-5101 (0942-47-5105)	〒839-0827 久留米市山本町豊田1506-19
久留米市農業協同組合 (JAくるめ)	営農、組合加入に関する相談 【旧久留米市】	0942-35-9901	〒830-0036 久留米市篠原町4-7
にじ農業協同組合 (JAにじ)	営農、組合加入に関する相談 【田主丸町】	0943-75-4200	〒839-1321 うきは市吉井町350-1
みい農業協同組合 (JAみい)	営農、組合加入に関する相談 【北野町】	0942-78-3035	〒830-1122 久留米市北野町今山856
福岡大城農業協同組合 (JA福岡大城)	営農、組合加入に関する相談 【城島町】	0944-32-1316	〒830-0416 三潴郡大木町八町牟田330
三潴町農業協同組合 (JAみづま)	営農、組合加入に関する相談 【三潴町】	0942-64-2213	〒830-0102 久留米市三潴町田川211

平成30年3月発行 久留米市担い手育成総合支援協議会

メールアドレス(農政部農政課) nousei@city.kurume.fukuoka.jp